

介護サービス事業者自主点検表 (令和6年9月版) (介護予防)福祉用具貸与 及び 特定（介護予防）福祉用具販売

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣旨

この自主点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いいたします。

2 実施方法

＜運営指導実施に伴う自主点検表の提出方法の変更について＞

【現行】 自主点検表に記載し紙で提出

【変更】 【提出用】に記載（入力）し、【提出用】のみを提出

※ 本自主点検表の点検項目について、結果を【提出用】に記載（入力）してください。

- ① 定期的に自主点検を実施し、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに【提出用】を市へ提出してください。この場合、形式は問いませんが、必ず控えを保管してください。
- ② 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分にチェックをしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分にチェックをしてください。
- ③ 点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」にチェックをしてください。
- ④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下〇〇という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または〇〇であるということを示しています。
- ⑤ アンダーラインが引いてある部分は、原則として令和6年度改正に係る部分です。
- ⑥ 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- ⑦ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。
- ⑧ この自主点検表は福祉用具貸与の運営基準等を基調に作成されていますが、指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防福祉用具貸与についても指定福祉用具貸与の運営基準等に準じて基準の確認を行ってください。なお網掛け部分については、指定介護予防福祉用具貸与及び指定特定介護予防福祉用具販売独自の運営基準であり、根拠法令の網掛け部分についても指定介護予防福祉用具貸与及び指定特定介護予防福祉用具販売の根拠法令であることを表します。
- ⑨ 指定福祉用具貸与のみに関する基準については「貸与」と、指定福祉用具販売のみに関する基準については「販売」と記載していますので、該当する基準について点検してください。（項目の一部に貸与、販売と記載している場合もあります。）また、

点検表中の根拠法令欄における「四角囲い」の法令については、指定福祉用具販売の根拠法令となっています。
何も記載のない項目は共通の点検事項となりますので、いずれのサービスにおいても点検してください。

3 根拠法令等

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

条例	甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 (平成 31 年甲府市条例第 4 号)
予防条例	甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 31 年甲府市条例第 5 号)
法	介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)
施行令	介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)
施行規則	介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)
平 11 厚令 37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号)
平 11 老企 25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 17 年法律第 124 号)
平 12 厚告 19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号)
平 12 老企 34	介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて (平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
平 12 老企 36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導 及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の 制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
平 11 厚告 93	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 (平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 93 号)
平 18 厚劳令 35	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号)
平 30 厚劳告 80	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準(平成 30 年 3 月 22 日厚生労働省告示第 80 号)
平 30 老高発 0322	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について (平成 30 年 3 月 22 日老高発 0322 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)
平 18 厚劳告 127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 127 号)
平 18 老振 0331011	福祉用具専門相談員について(平成 18 年 3 月 31 日老振発 0331011 号老健局振興課長通知)
平 18-0317001 号	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項につ いて(平成 18 年 3 月 17 日老計発・老振発・老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長・ 振興課長・老人保健課長通知)
平 21 老振 0410001	「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定め る特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象 となる福祉用具及び住宅改修の取扱い」について」の改正等に伴う実施上の留意事項について (平成 21 年 4 月 10 日老振発第 0410001 号老健局振興課長通知)
平 24 厚劳告 120	厚生労働大臣が定める地域(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省告示第 120 号)

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

平 26 老発 1212	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について (平成 26 年 12 月 12 日老発 1212 第 1 号老健局長通知)
平 27 老振発 第 0327 第 3 号	複数の福祉用具を貸与する場合の運用について (平成 27 年 3 月 27 日老振発第 0327 号厚生労働省老健局振興課長通知)
令 6 厚労令 16	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第 16 号)

介護サービス事業者自主点検表 目次

項目	内容
第1	一般原則
1	一般原則
第2	基本方針
2	福祉用具貸与(販売)事業の基本方針
3	介護予防福祉用具貸与(販売)事業の基本方針
第3	人員に関する基準
4	福祉用具専門相談員
5	介護予防福祉用具貸与(販売)事業の福祉用具専門相談員
6	管理者
第4	設備に関する基準
7	設備及び備品等
8	介護予防福祉用具貸与事業の設備基準
第5	運営に関する基準
9	内容及び手続きの説明及び同意
10	提供拒否の禁止
11	サービス提供困難時の対応
12	受給資格等の確認
13	要介護認定の申請に係る援助
14	心身の状況等の把握
15	居宅介護支援事業者等との連携
16	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助
17	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供
18	居宅サービス計画等の変更の援助
19	身分を証する書類の携行
20	サービスの提供の記録
21	利用料(販売費用の額)等の受領
21-1	利用料等の受領
21-2	販売費用の額等の受領
22	保険給付の請求のための証明書の交付
23	保険給付の申請に必要な書類等の交付
24	福祉用具貸与(販売)の基本取扱方針
25	福祉用具貸与(販売)の具体的取扱方針
26	福祉用具貸与(販売)計画の作成
27	利用者に関する市町村への通知
28	管理者の責務
29	運営規程
30	勤務体制の確保等
31	業務継続計画の策定等
32	適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等
33	福祉用具の取扱種目
34	衛生管理等
35	掲示及び目録の備え付け
36	秘密保持等
37	広告
38	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止
39	苦情処理

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

項目	内容
40	地域との連携等
41	事故発生時の対応
42	虐待の防止
43	会計の区分
44	記録の整備
第6	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
45	介護予防福祉用具貸与(販売)の基本取扱方針
46	介護予防福祉用具貸与(販売)の具体的取扱方針
47	介護予防福祉用具貸与(販売)計画の作成
第7	変更の届出等
48	変更の届出等

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
第1 一般原則			
1 一般原則 (高齢者虐待の防止)	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はいいいえ	条例第3条第1項 平11厚令37 第3条第1項
	② 地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	はいいいえ	条例第3条第2項 平11厚令37 第3条第2項
	③ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	はいいいえ	条例第3条第3項 平11厚令37 第3条第3項
	④ 事業所の従業者は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	はいいいえ	高齢者虐待防止法 第5条
	【養護者(養介護施設従事者等)による高齢者虐待に該当する行為】 ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。(高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。) ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 オ 養護者又は高齢者の親族が(要介護施設従事者等が)当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。		高齢者虐待防止法 第2条
	⑤ 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報していますか。	はいいいえ 事例なし	高齢者虐待防止法 第7条、第21条
	⑥ 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待防止のための措置を講じていますか。	はいいいえ	高齢者虐待防止法 第20条
	⑦ サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	はいいいえ	条例 第3条第4項
	※ 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととされています。 この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE: Long-term care Information system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。		平11老企25第3 の十一の3の(4) 準用 (平11老企25 第3の一の3(1))
	⑧ 暴力団員又は暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者が、役員等(法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。)になっていませんか。	いいいい	条例第4条 【独自基準(市)】
第2 基本方針			
2	事業運営の方針は、次の基本方針に沿ったものとなっていますか。	はいいいえ	条例

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
基本方針	〔福祉用具貸与(販売)の基本方針〕 指定福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与(販売)することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。		第238条 第255条 平11厚令37 第193条 第207条
	〔介護予防福祉用具貸与(販売)の基本方針〕 指定介護予防福祉用具貸与の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善(向上)を図るものでなければならない。		予防条例 第205条 第222条 平18厚労令35 第265条 第281条
貸与	※ 介護保険の給付対象となる福祉用具は、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」(平成11年3月31日 厚生労働省告示第93号)及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(平成12年1月31日 老企第34号)において定められた種目となります。		法 第8条第12項 第8条第13項 平11厚告93 平12老企第34
	① 車いす 自走用標準型車いす、普通型電動車いす、介助用標準型車いす又は介助用電動車いすに限る。		
	② 車いす付属品 クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。		
	③ 特殊寝台 サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの - 一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 - 二 床板の高さが無段階に調整できる機能		
	④ 特殊寝台付属品 マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。		
	⑤ 床ずれ防止用具 次のいずれかに該当するものに限る。 - 一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット - 二 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット		
	⑥ 体位変換器 空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。		
	⑦ 手すり 取付けに際し工事を伴わないものに限る。		
	⑧ スロープ 段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。		
	⑨ 歩行器 歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 - 一 車両を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの - 二 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
販売	⑩ 歩行補助つえ 松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。 ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの ⑫ 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。) ⑬ 自動排泄処理装置 尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの (交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの)を除く。)		
	① 腰掛便座 次のいずれかに該当するものに限る。 一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの 二 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの 四 便座、パケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。) 五 水洗ポータブルトイレ ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 ③ 入浴補助用具 座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 一 入浴用椅子 二 浴槽用手すり 三 浴槽内椅子 四 入浴台 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの 五 浴室内すのこ 六 浴槽内すのこ 七 入浴用介助ベルト ④ 簡易浴槽 空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの ⑤ 移動用リフトのつり具の部分 ※ 2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。 (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。 (2) 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。 (3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。 貸与 ただし、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	信機能に相当する部分が区別できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とします。		
第3 人員に関する基準			
3 用語の定義	※「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。 ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者のサービス利用に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいいます。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含みます。)の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる指定福祉用具貸与事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定福祉用具貸与事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 また、人員基準においては常勤要件が求められている場合、従事者が労働基準法第65条に規定する産前産後休暇、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限り)の規定により、同条第2号に規定する育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。 ※ 併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者(施設長)のような直接処遇等を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といったただし書きがあるものに限ります。同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務(看護、介護、機能訓練、相談業務など)は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず、「非常勤」となります。 ※「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 ※「常勤換算方法」 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が指定福祉用具貸与と指定訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が福祉用具専門相談員と訪問介護員を兼務する場合、福祉用具専門相談員の勤務延時間数には、福		平11 老企25 第2の2の(3) 平11 老企25 第2の2の(4) 平11 老企25 第2の2の(1)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	福祉用具専門相談員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第13条第1項に規定する母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことが可能です。		
4 福祉用具専門相談員	事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2以上配置されていますか。 ※ 福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当すること。 ア 保健師 イ 看護師 ウ 准看護師 エ 理学療法士 オ 作業療法士 カ 社会福祉士 キ 介護福祉士 ク 義肢装具士 ケ 都道府県知事が指定する福祉用具専門相談員指定講習の修了者 ※ 福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で2人以上とされていますが、当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で2人以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができます。したがって、例えば、同一の事業所において、これら4つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法により2人でもって足りるものです。	はいいいえ	条例 第239条第256条 平11 厚令37 第194条第206条 施行令 第4条第1項 平11 老企25 第3の十一の1(1) 第3の十二の1(1) (第3の十一の1(1)) ①②準用 平26 老発1212 第1号 平18 老振0331011 第1 平11 老企25 第3の十一の1(1) ③ 第3の十二の1(1) (第3の十一の1(1)) ③準用
5 介護予防福祉用具貸与(販売)事業の福祉用具専門相談員	指定介護予防福祉用具貸与(販売)事業者が指定福祉用具貸与(販売)事業者、指定特定福祉用具販売(貸与)事業者、指定特定介護予防福祉用具販売(貸与)事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与事業とこれらの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業における福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、指定介護予防福祉用具貸与(貸与)事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		予防条例 第206条第2項 第232条第2項 平18 厚労令35 第266条第2項 第282条第2項
6 管理者	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは他の職務を兼ねることができます。 ア 当該事業所の福祉用具専門相談員としての職務に従事する場合	はいいいえ	条例第240条 第257条 平11 厚令37 第195条 第209条 平11 老企25

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	イ 特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合		第3の十一の1(2) 第3の十二の1(2) 準用 (第3の一の1(3))
第4 設備に関する基準			
7 設備及び備品等	<u>貸与</u> ① 福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 ※ 福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合は、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができます。	はいいいえ	条例 第241条第1項 平11厚令37 第196条
	② 設備及び器材等の基準は、次のとおりとなっていますか。 ア 福祉用具の保管のために必要な設備 (1) 清潔であること。 (2) 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 イ 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。 ※ ア(2)については、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置を講じてください。	はいいいえ	条例 第241条第2項 平11厚令37 第196条第2項 平11老企25 第3の十一の2(3)
	<u>販売</u> ③ 事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 ※ 必要な広さの区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保してください。 ※ 他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定福祉用具貸与(販売)の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用できるものとします。	はいいいえ	条例第258条第1項 平11厚令37 第210条第1項 平11老企25 第3の十一の2(1) 第3の十二の2(1) 平11老企25 第3の十一の2(2) 第3の十二の2(2)
	8 介護予防福祉用具貸与(販売)事業の設備基準 指定福祉用具貸与(販売)事業者が指定介護予防福祉用具貸与(販売)事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与(販売)事業と指定福祉用具貸与(販売)事業とが同一の事業所において一体的にされている場合については、指定福祉用具貸与事業における設備及び備品等の基準(上記7 設備及び備品等)を満たすことをもって、指定介護予防福祉用具貸与事業における当該基準を満たしているとみなすことができます。		予防条例 第208条第225条 平18厚労令35 第268条第284条
第5 運営に関する基準			
9 内容及び手続きの説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 ※ サービスの選択に資すると認められる重要事項	はいいいえ	条例第254条、 第265条 準用(第9条) 平11厚令37 第205条、第216条 準用(第8条) 平11老企25

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	ア 運営規程の概要 イ 福祉用具専門相談員の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 等 ※ 同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。 ※ パンフレット等については、当該事業所が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、一体的に作成しても差し支えありません。 ※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第6条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。		第3の十一の4(2) <u>第3の十二の3(9)</u> 準用 (平11 老企 25 第3の一の3(2)) 準用 (平11 老企 25 第3の一の3(19) ①)
10 提供拒否の 禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※ 要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 ※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	いいいい	条例第252条、 <u>第265条</u> 準用(第10条) 平11 厚令37 第205条、 <u>第216条</u> 準用(第9条) 平11 老企 25 第3の十一の4(2) <u>第3の十二の3(9)</u> 準用 (平11 老企 25 第3の一の3(3))
11 サービス提供 困難時の対応	通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じていますか。	はいいいえ 事例なし	条例第252条 <u>第265条</u> 準用(第11条) 平11 厚令37 第205条、 <u>第216条</u> 準用(第10条)
12 受給資格等 の確認	① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。 ② 被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該意見に配慮してサービスを提供するように努めていますか。	はいいいえ 事例なし	条例第252条 <u>第265条</u> 準用(第12条) 平11 厚令37 第205条、 <u>第216条</u> 準用(第11条)
13 要介護認定 の申請に係る 援助	① サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ② 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	はいいいえ 事例なし はいいいえ 事例なし	条例第252条 <u>第265条</u> 準用(第13条) 平11 厚令37 第205条、 <u>第216条</u> 準用(第12条)
14 心身の状況 等の把握	サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はいいいえ	条例第252条 <u>第265条</u> 準用(第14条) 平11 厚令37 第205条、 <u>第216条</u> 準用(第13条)
15 居宅介護支	① サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はいいいえ	条例第252条 <u>第265条</u> 準用(第15条)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
援事業者等との連携	② サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はいいいえ 事例なし	平 11 厚令 37 第 205 条第 216 条 準用(第 14 条)
16 貸与 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者 に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	はいいいえ 事例なし	条例第 252 条 準用(第 16 条) 平 11 厚令 37 第 205 条 準用(第 15 条)
17 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	はいいいえ	条例第 252 条 第 265 条 準用(第 17 条) 平 11 厚令 37 号 第 205 条第 216 条 準用(第 16 条)
18 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 ※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定福祉用具貸与事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 ※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。	はいいいえ	条例第 252 条 第 265 条 準用(第 18 条) 平 11 厚令 37 第 205 条第 216 条 準用(第 17 条) 平 11 老企 25 第 3 の十一の 4(2) 第 3 の十二の 3(9) 準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3(8))
19 身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類(身分を明らかにする証書や名札等)を携行させ、(初回訪問時や)利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ※ 当該証書等には、当該事業所の名称、当該福祉用具専門相談員の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	はいいいえ	条例第 252 条 第 265 条 準用(第 19 条) 平 11 厚令 37 第 205 条第 216 条 準用(第 18 条) 平 11 老企 25 第 3 の十一の 4(2) 第 3 の十二の 3(9) 準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3(9))
20 サービスの提供の記録	貸与 ① サービスを提供した際には、サービスの提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面(サービス利用票等)に記載していますか。 ※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければなりません。 ② サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の	はいいいえ はいいいえ	条例第 252 条 準用 (第 20 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 205 条 準用 (第 19 条第 1 項) 平 11 老企 25 第 3 の十一の 4(2) 準用 (平 11 老企 25 第 3 の一の 3(10) ①) 条例 252 条

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	心身の状況その他必要な事項を書面(サービス提供記録、業務日誌等)に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供していますか。 ※ 記載すべき必要事項は次のとおりです。 ア 福祉用具貸与の提供日 イ 提供した具体的なサービスの内容 ウ 利用者の心身の状況 エ その他必要な事項		準用(第20条第2項) 第259条 (第20条第1項) 平11厚令37 第205条第211条 準用(19条第2項) 平11老企25 第3の十一の4(2) 準用 (平11老企25 第3の一の3(10) ②) (第3の十二の3(1))
	③ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存していますか。	はいいいえ	条例 第251条第2項 第264条第2項 【独自基準(市)】
21-1 利用料(販売 費用の額)等 の受領 共通	以下の事項について点検した後、福祉用具貸与の場合は「21-1 利用料等の受領」を、福祉用具販売の場合は「21-2 販売費用の額等の受領」を点検してください。また、両者に該当する場合は、それぞれの点検項目について点検をしてください。 ① サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 ② ①の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	はいいいえ	法 第41条第8項 施行規則第65条
21-2 利用料等の 受領 貸与	① 法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 ※ 法定代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法の規定により保険給付の率が異なる場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければなりません。また、指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数か月分の利用料を徴収することも可能です。この場合であっても、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収することはできません。 ※ 指定福祉用具貸与事業者は、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、指定福祉用具貸与の提供内容によって利用者から選択されることが本旨です。そのため、事業者が受領した利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的にその利用者に供与し、事実上利用者負担の全部又は一部を軽減している場合などは、その主旨からは除かれるものであり、不適切です。また、当該事業者以外の者が当該事業者のサービス提供に係る利用者負担を前提として、その利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様です。	はいいいえ	条例第242条第1項 平11厚令37 第197条第1項 平11老企25 第3の十一の3(1)① 平11老企25 第3の十一の3(1)①

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	② 法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額が生じていませんか。 ※ 介護保険給付の対象となる指定福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ア 利用者に、当該事業が指定福祉用具貸与の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること。 ウ 会計が指定福祉用具貸与の事業の会計と区分されていること。	いいいい	条例 第242条第2項条 平11厚令37 第197条第2項 平11老企25 第3の十一の3(1)②
	③ 上記の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ア 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 イ 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等、特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。	はいいいえ 事例なし	条例 第242条第3項 平11厚令37 第197条第3項 平11老企25 第3の十一の3(1)③
	④ 上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はいいいえ 事例なし	条例 第242条第4項 平11厚令37 第197条第4項
	⑤ あらかじめ定めた期日までに、利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、福祉用具を回収すること等により指定福祉用具貸与の提供を中止することができますが、その手続き等について適切に取り扱っていますか。	はいいいえ	条例 第242条第5項 平11厚令37 第197条第5項
21-3 販売費用の 額等の受領 販売	① サービスの提供をした際には、当該特定福祉用具の購入に要した費用の額(以下「販売費用の額」という。)の支払を受けていますか。 ※ 「販売費用の額」とは、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれます。また、指定特定福祉用具販売事業者は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額として適切な販売費用の額を設定し、特定福祉用具販売の提供内容によって利用者から選択されることが本旨です。そのため、受領した利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的にその利用者へ供与し、事実上利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、その趣旨からは除かれるものであり、不適切です。 また、当該事業者以外の者が当該事業者のサービス提供に係る利用者負担を前提として、その利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様です。	はいいいえ	条例 第260条第1項 平11厚令37 第212条 平11老企25 第3の十二の32①
	② 上記①の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を受けることができますが、費用の額の受領を行う場合は適切に行っていますか。	はいいいえ	条例 第260条第2項 平11厚令37 第212条第2項

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	ア 通常の事業の実施地域以外の地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費 イ 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ※ 介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。 ③ 上記②の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。		平11 老企25 第3の十二の32② 条例 第280条第3項 平11 厚令37 第212条第3項
21-4 利用料(販売費用の額)等の受領 <u>共通</u>	① サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 ② ①の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	はいいいえ	法 第41条第8項 施行規則第65条
22 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	はいいいえ 該当なし	条例第252条 準用(第22条) 平11 厚令37 第205条 準用(第21条)
23 <u>販売</u> 保険給付の申請に必要な書類等の交付	指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の事項を記載した書面を利用者に対して交付していますか。 ア 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称 イ 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ウ 領収書 エ 当該指定福祉用具のパンフレットその他の当該指定福祉用具の概要	はいいいえ	条例 第261条 平11 厚令37 第213条 平11 老企25 第3の十二の33
24 福祉用具貸与(販売)の基本取扱方針	① 福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 ② 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与(販売)していますか。 ③ 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はいいいえ はいいいえ はいいいえ	条例第243条 第265条 準用第(248条) 平11 厚令37 第198条 第216条 準用第198条
25 福祉用具貸与(販売)の具体的取扱方針	① サービスの提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、(使用上の留意事項)、利用料(販売の場合は販売費用の額)、全国平均貸与価格(貸与のみ)等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与(販売)に係る同意を得ていますか(全国平均貸与価格に関する情報の提供は平成30年10月から適用)。 ② 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」といいます。)に係る指定福祉用具貸与(販売)の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付	はいいいえ はいいいえ	条例 第244条第1号 第262条第1号 平11 厚令37 第199条第1号 第214条第1号 条例 第244条第2号 第262条第2号

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行っていますか。 ※ 指定福祉用具貸与(販売)の提供に当たっては、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかが利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供しなければなりません。 また、提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者等から聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案するものとします。 なお、提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとなりますが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。		平 11 老企 25 第 3 十一の 3(3) 第 3 十二の 3(4) 平 11 厚令 37 第 199 条第 2 号 第 214 条第 2 号
	③ サービスの提供に当たっては、貸与(販売)する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。販売におけるサービスの提供においては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を販売していますか。	はいいいえ	条例 第 244 条第 3 号 第 262 条第 3 号
	④ サービスの提供に当たっては、利用者の身体状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書(当該福祉用具の製造事業者、福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書)を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 ※ 腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明してください。 貸与 電動車いす、移動用リフト、体位変換器等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明してください。 貸与 ※ 特に、階段移動用リフトについては、①福祉用具専門相談員が製造業者等が実施している講習を受け、当該講習を修了した旨の証明を受けること、②利用者家族等による適切な使用のため、サービス担当者会議等を通じて十分な説明をするとともに、③実際に使用させながら指導を行うこと、④リフトの見やすい場所に使用上の留意事項を掲示する等、福祉用具専門相談員が責任をもってサービス提供を行ってください。	はいいいえ	条例 第 244 条第 4 号 第 262 条第 4 号 平 11 老企 25 第 3 の十一の 3(3)③ 第 3 の十二の 3(4)③ 平 21 老振 0410001 第 1-2
	⑤ サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。 ※ 福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えありませんが、この場合にあっても、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を	はいいいえ	条例 第 244 条第 5 号 第 262 条第 5 号 平 11 老企 25 第 3 の十一の 3(3)④

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	行ってください。 ※ 自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。		
	⑥ 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	はいいいえ	条例 第244条第6号 第262条第6号 平11厚令37 第199条第6号 第214条第6号
	⑦ ⑥の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※ ⑥及び⑦は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておく必要があります。 なお、当該記録は、5年間保存しなければなりません。	はいいいえ 事例なし	条例 第244条第7号 第262条第7号 平11厚令37 第199条第7号 第214条第7号 平11老企25 第3十一の3(3)⑤ 第3の十二の3(4)⑦
	⑧ 居宅サービス計画に特定福祉用具貸与(販売)が位置付けられる場合には、当該計画に特定福祉用具貸与(販売)が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じていますか。 貸与 当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じてください。 ※ 福祉用具専門相談員はサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。 販売 ※ ②～⑦は福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要があります。	はいいいえ	条例 第244条第8号 第262条第4号 平11老企25 第3の十一の3(3)⑥ 第3の十二の3(4)② 平11老企25 第3の十二の3(4)①
	貸与 ⑨ サービスの提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していますか。 ※ 福祉用具専門相談員は、利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行ってください。	はいいいえ	条例 第244条第9号 平11厚令37 第199条第6号 平11老企25 第3の十一の3(3)⑦
26 福祉用具貸与(販売)計	① 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」といいます。)を行う	はいいいえ	条例 第245条第1項 第263条第1項 平11厚令37

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
画の作成	時期等を記載した福祉用具貸与（販売）計画を作成していますか。 ※ 特定福祉用具販売の利用もある場合は、福祉用具貸与と特定福祉用具販売に係る計画は、一体のものとして作成してください。 ※ 福祉用具サービス計画には、最低限次の事項の記載が必要です。 ・ 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護等） ・ 福祉用具が必要な理由 ・ 福祉用具の利用目標 ・ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由 ・ <u>福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期</u> ・ その他関係者で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等） ※ その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。なお、福祉用具貸与計画の様式については、各事業所にて定めるもので差し支えありません。		第199条の2第1項 第214条の2第1項 平11 老企25 第3の十一の3(3)⑧ イ 第3の十二の3(4)④ ☒ 介護保険最新情報 Vol.267
	② 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。 ※ 福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。	はいいいえ	平11 老企25 第3の十一の3(3)⑧ ロ 第3の十二の3(4)④ ☐ 条例 第245条第2項 第263条第2項 平11 老企25 第3の十一の3(3)⑧ ハ 第3の十二の3(4)④ ☐
	③ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はいいいえ	条例 第245条第3項 第263条第3項
	④ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付していますか。 ※ 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければなりません。サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければなりません。 ※ なお、福祉用具貸与計画は、5年間保存しなければなりません。	はいいいえ	条例 第245条第4項 第263条第4項 平11 老企25 第3の十一の3(3)⑧ ニ 第3の十二の3(4)④ ☒ 条例 第251条第2項 第264条第2項 【独自基準(市)】
	⑤ <u>貸与</u> <u>福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行っていますか。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとします。</u>	はいいいえ	条例 第245条第5項 第263条第5項 平11 厚令37 第199条の二第5号 第214条の二第5号

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	販売 福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行っていますか。 販売 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該計画の作成後、少なくとも1回、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行ってください。 なお、目標の達成状況の確認方法は、訪問に限らず、本人や関係者へのテレビ電話装置等の活用による聴取等も含まれるものとし、テレビ電話装置等の活用の際には、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守してください。	はいいいえ	平11老企25 第3の十二の3(4)⑥ 日
	貸与 ⑥ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告していますか。	はいいいえ	条例 第245条第6項 平11厚令37 第199条の二第6号
	貸与 ⑦ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。	はいいいえ	条例 第245条第7項 平11厚令37 第199条の2第5項
	貸与 ⑧ 福祉用具専門相談員は、上記①から④までの規定について、福祉用具貸与計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。 ※ ⑤から⑦までは、福祉用具専門相談員に対して、福祉用具貸与計画に記載した時期にモニタリングを行うとともに、その際、居宅サービスの提供状況等について記録し、その記録を居宅介護支援事業者に報告することを義務づけるものです。当該報告は、居宅介護支援事業者において、福祉用具貸与が居宅介護サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該福祉用具貸与計画策定時からの利用者の身体状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうかなどを確認するために行うものです。福祉用具専門相談員は、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められるなどの場合においては、当該居宅介護支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行ってください。 また、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、福祉用具の利用の必要性を確認するとともに、必要に応じて、利用者の選択に当たって必要な情報の提供を行ってください。当該検討に当たっては、リハビリテーション会議又はサービス担当者会議といった多職種が協議する場を活用するほか、関係者への聴取による方法も考えられます。なお、やむを得ない事情により利用開始時から6月以内にモニタリングを実施できなかった場合については、実施が可能となった時点において、可能な限り速やかにモニタリングを実施してください。	はいいいえ	条例 第245条第8項 平11厚令37 第199条の2第6項 第3の十一の3(3)⑧ ホ
27 利用者に関する市町村へ	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ア 正当な理由なしに福祉用具貸与(販売)の利用に関する指示に従わないことによ	はいいいえ 事例なし	条例 第252条第265条 準用(第27条) 平11厚令37 第205条第216条

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
の通知	り、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。		準用(第26条)
28 管理者の責 務	① 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	はいいいえ	条例 第252条第265条 準用(第59条)
	② 管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	はいいいえ	平11 厚令37 第205条第216条 準用(第52条)
29 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めていますか。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 福祉用具貸与(販売)の提供方法、取り扱う種目及び利用料(販売費用)その他の費用の額 オ 通常の事業の実施地域 カ その他運営に関する重要事項 キ 虐待の防止のための措置に関する事項 ※ 「オ 通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 ※ 「キ 虐待の防止のための措置に関する事項」とは、虐待の防止に係わる、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指します。 ※ 同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えありません。 貸与 ※ 「カ その他運営に関する重要事項」には、標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定してください。 ※ 「エ 福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指します。 貸与 「利用料」は、法定代理受領サービスである福祉用具貸与に係る利用料(1割、2割又は3割負担)、法定代理受領サービスでない福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」は、徴収が認められている費用の額並びに必要なに応じてその他のサービスに係る費用の額となります。 販売 「販売費用の額」は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額を、「その他の費用の	はいいいえ	条例第246条 第265条 準用(第246条) 平11 厚令37 第200条 第216条 準用(第200条) 平11 老企25 第3の十一の3(4) 第3の十二の3(7) 準用 (平11 老企25 第3の一の3(18) ④) 平11 厚令37 第200条の六 準用 (平11 老企25 第3の一の3(19) ⑤) 準用 (平11 老企25 第3の一の3(19)) 平11 老企25 第3の十一の3(4)② 平11 老企25 第3の十一の3(4)①

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	額は、徴収が認められている費用の額並びに必要なに応じてその他のサービスに係る費用の額となります。 なお、個々の福祉用具の利用料(販売費用)については、その額の設定の方式(貸与の場合は利用期間に暦月による1月に満たない端数がある場合の算定方法等)及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しません。 貸与 ※ また、エの「取り扱う種目及び利用料」について、運営規程に複数の福祉用具を貸与する場合に価格を減額する規定を設けることができます(介護予防福祉用具貸与も同様)。この場合、あらかじめ市に減額の規定を届け出ることが必要です。 1. 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方 同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場合とします。そのため複数の捉え方については、例えば1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず2つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定します。 2. 減額対象の福祉用具の範囲 指定福祉用具貸与事業者等が取り扱う種目の一部又は全ての福祉用具が対象です。例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額対象として設定することが考えられます。 ①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、 ④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器 3. 減額する際の利用料の設定方法 すでに届け出ている福祉用具の利用料(単品利用料)に加えて、減額の対象とする利用料(減額利用料)を設定します。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能です。 本取扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等は、予め事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要があります。 特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認められません。利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定します。 4. 減額の規定の整備 運営規程等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要があります。		平 27 老振発第 0327 第 3 号

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	5. 減額利用料の算定等 月の途中において、本取扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A(vol.2)」(平成15年6月30日事務連絡)で示している「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取扱いに準じます。 [月途中のサービス開始・中止] 福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が1月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行ってください。ただし当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えありません。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規程に記載する必要があります。 なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意してください。 6. 利用者への説明 本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得てください。 7. 居宅介護支援事業所等への連絡 指定福祉用具貸与事業者等が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において、区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度関係事業所が必要な情報を共有してください。 8. その他留意事項 減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定してください。		介護保険最新情報 Vol.153
30 勤務体制の 確保等	① 管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 ※ 雇用(労働)契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。 ① 労働契約の期間に関する事項 ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④ 始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項 ⑤ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含む) ⑦ 昇給の有無(※)、⑧ 退職手当の有無(※) ⑨ 賞与の有無(※)、⑩ 相談窓口(※) ※ 非常勤職員のうち、短時間労働者(1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者)に該当するものを雇い入れたときには、上記⑦、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しな	はいいいえ	労働基準法 第15条 労働基準法 施行規則 第5条

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	くではありません。		
	② 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めていますか。	はいいいえ	条例 第252条第265条 準用 (第111条第1項) 平11厚令37 第205条第216条 準用 (第101条第1項) 平11老企25 第3の十一の3(10) 第3の十二の3(9)
	※ 原則として月ごとの勤務表を作成してください。		
	※ 事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との勤務関係等を勤務表上明確にしてください。		
	③ 当該事業所の従業員によってサービスを提供していますか。(ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。)	はいいいえ	平11老企25 第3の十一の3(10) 第3の十二の3(9)
	※ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業員たる福祉用具専門相談員が行うべきですが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められます。		準用 (平11老企25 第3の十一の3(21) ②) 条例 第252条第265条 準用(第111条) 平11老企25 第3の十一の3(10) ②口 第3の十二の3(9)② 口
	貸与 保管又は消毒を第三者に委託等をする場合は、項目33「衛生管理等」③④の規定に留意してください。		
	④ 適切な福祉用具の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	はいいいえ	
	※ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるもの含まれることに留意してください。		準用 (平11老企25 第3の十一の3(21) ④)
	ア 事業主が講ずべき措置の具体的な内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 b 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。		
	イ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、アの「事業		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行ってください。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html) ※ パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となりました。適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じてください。		
31 業務継続計画の策定等	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携 ※ 各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可能です。	はいいいえ	平11 老企 25 第3の十一の3(5) 準用 (平11 老企 25 第3の二の3(7)①) 準用 (平11 老企 25 第3の二の3(7)②)
	② 福祉用具専門相談員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。 ※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 ※ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するも	はいいいえ	準用 (平11 老企 25 第3の二の3(7)③) 準用 (平11 老企 25 第3の二の3(7)④)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	のとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。 ※ なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにしてください。		
	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はいいいえ	
32 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等	① 福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。 ※ 福祉用具の種類が多様多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められます。このため、事業者は福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければなりません。	はいいいえ	条例 第247条 第265条 準用(第247条) 平11厚令37 第201条第216条 準用第201条 平11老企25 第3の十一の3(5)① 第3の十二の3(9) 準用 (第3の十一の3(6)①)
	② 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていますか。 ※ 福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など、福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められています。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければなりません。	はいいいえ	条例 第247条第2項 第265条 準用(第247条) 平11老企25 第3の十一の3(5)① 第3の十二の3(9) 準用 (第3の十一の3(6)②)
33 福祉用具の取扱種目	利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしていますか。	はいいいえ	条例第248条 第265条 準用(第248条) 平11厚令37 第202条第216条 準用(第202条)
34 衛生管理等	① 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 ※ 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回(ただし、深夜業労働者等は6ヶ月以内ごとに1回)、定期に健康診断を実施しなければなりません。 ※ 手洗所等の従業員共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。	はいいいえ	条例 第249条第1項 第265条 準用(第33条第1項) 平11厚令37 第203条第216条 準用(第31条第1項) 労働安全衛生法 第66条
	販売 ② 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。 ※ 福祉用具専門相談員が感染源となることを予防し、また福祉用具専門相談員を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備える	はいいいえ	条例 第265条第2項 準用(第33条第2項) 平11老企25 第3の十二の3(6) 準用 (第3の一の3(21))

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	など対策を講じてください。		
貸与	③ 回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管していますか。 ※ 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した「標準作業書」を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行ってください。 ※ なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理(分解洗浄、部品交換、動作確認等)が確実に実施されるよう、特に留意してください。	はいいいえ	条例第249条第2項 平11老企25第3の十一の3(7)①
貸与	④ 上記の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができます。この場合において、当該事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において、次に掲げる事項を文書により取り決めていきますか。 ※ 委託契約において明確にすべき内容は次のとおりです。 ア 当該委託等の範囲 イ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ウ 受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務(以下「委託等業務」という。)が、運営基準に従って適切に行われていることを当該福祉用具貸与事業者が定期的に確認する旨 エ 当該事業者が、当該委託等業務に関し、受託者等に対し指示を行い得る旨 オ 当該事業者が、当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを当該事業者が確認する旨 カ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 キ その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項 ※ 当該福祉用具貸与事業者は、ウ及びオの確認の結果の記録を作成しなければなりません。 ※ エの指示は、文書により行わなければなりません。 ※ ウ及びオの確認の結果の記録を5年間保存しなければなりません。	はいいいえ	条例第249条第3項 平11老企25第3の十一の3(7)② 平11老企25第3の十一の3(7)③ 平11老企25第3の十一の3(7)④ 平11老企25第3の十一の3(7)⑤ 条例第251条第2項【独自基準(市)】
貸与	⑤ 上記により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。	はいいいえ	条例第249条第4項
貸与		はいいいえ	条例第249条第5項

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	⑥ 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか点検してください。 なお、アからウについては、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。		平 11 厚令 37 第 203 条の第 6 項 平 11 老企 25 第 3 十一の 3(7)⑥ 準用 (平 11 老企 25 第 3 の二の 3(8)②)
	⑦ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っていますか。 ※ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね 6 月に 1 回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。 ※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。	はい・いいえ	条例 249 条の 6 の第 1 項 準用 (平 11 老企 25 第 3 の二の 3(8)②イ)
	⑧ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。 ※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記してください。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。	はい・いいえ	条例 249 条の 6 の第 2 項
	⑨ 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。 ※ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年 1 回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこととします。 ※ また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年 1 回以上）に行ってください。訓練においては、感	はい・いいえ	条例 249 条の 6 の第 3 項

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。 ※ アからウについては、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。		
35 掲示及び目録の備え付け	① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、福祉用具貸与(販売)事業所の従業員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。	はいいいえ	条例 第250条第1項 第265条 準用 (第250条第1項) 平11厚令37 第204条第216条 準用(第204条第1項)
	② 次に掲げる点に留意して掲示をしていますか。 ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 イ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができます。	はいいいえ	条例 第250条第2項 第265条 準用 (第250条第2項) 平11厚令37 第204条第216条 準用(第204条第2項)
	③ 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。(令和7年度から義務付けされます)	はいいいえ	条例 第250条第3項
	④ 利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料(販売費用)その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。	はいいいえ	条例 第250条第4項 第265条 準用 (第250条第3項)
36 秘密保持等	① 従業員が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	いいいいえ	条例第252条 第265条 準用(第35条第1項) 平11厚令37 第205条第216条 準用(第33条第1項)
	② 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約時に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。	はいいいえ	条例第252条第2項 第265条 準用(第35条第2項) 平11老企25 第3の十一の3(10) 第3の十二の3(9) 準用 第3の一の3(25)②
	③ サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。	はいいいえ	条例第252条 第265条 準用(第35条第3項) 平11老企25 第3の十一の3(10) 第3の十二の3(9) 準用 第3の一の3(25)③

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	④「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 ※ 個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（H29.4.14 個人情報保護委員会・厚生労働省）」を参照してください。	はいいいえ	個人情報の保護に関する法律 平 15 年法律第 57 号)
37 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないですか。	いないいる	条例第 252 条 第 265 条 準用(第 36 条) 平 11 厚令 37 第 205 条第 216 条 準用(第 34 条)
38 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	いないいる	条例第 252 条 第 265 条 準用(第 38 条) 平 11 厚令 37 第 205 条第 216 条 準用(第 35 条)
39 苦情処理	① 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。 ※ 「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する。 イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。 ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要について記載する。 エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。 等	はいいいえ	条例第 252 条 第 265 条 準用 (第 39 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 205 条第 216 条 準用(第 36 条第 1 項) 平 11 老企 25 第 3 の十一の 3(10) 第 3 の十二の 3(9) 準用 (第 3 の一の 3(28)①)
	② 上記①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。 ※ 苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成 12 年 6 月 7 日厚労省通知)を参考としてください。	はいいいえ	条例第 252 条 第 265 条 準用 (第 39 条第 2 項) 平 11 老企 25 第 3 の十一の 3(10) 第 3 の十二の 3(9) 準用 (第 3 の一の 3(28)②)
	③ 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はいいいえ	条例第 252 条 第 265 条 準用(第 39 条第 3 項)
	④ 市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。	はいいいえ	条例第 252 条 第 265 条 準用(第 39 条第 4 項)
			条例 第 251 条第 2 項 第 264 条第 2 項 【独自基準(市)】

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	⑤ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はいいいえ	条例第252条 第265条 準用(第39条第5項)
	⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑤の改善の内容を報告していますか。	はいいいえ	条例第252条 第265条 準用(第39条第6項)
40 地域との連携等	①利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 ※ 介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。	はいいいえ	条例第252条 第265条 準用(第40条第1項) 平11厚令37 第205条第216条 準用(第36条の2) 平11老企25 第3の十一の3(10) 第3の十二の3(9) 準用 (第3の一の3(26))
	② 福祉用具事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して福祉用具を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても福祉用具の提供を行うように努めていますか。 ※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する福祉用具事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、条例第10条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にサービス提供を行うよう努めなければなりません。	はいいいえ 該当なし	準用 (平11老企25 第3の一の3(29) ②)
41 事故発生時の対応	① サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はいいいえ	条例第252条 第265条 準用(第41条第1項、第2項) 平11厚令37
	② 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めていますか。	はいいいえ	第205条第216条 準用(第37条第1項、第2項)
	③ 上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。	はいいいえ	平11老企25 第3の十一の3(10) 第3の十二の3(9) 準用 (平11老企25 第3の一の3(30) ①) 条例第251条第2項 第264条第2項 【独自基準市】
	④ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なっていますか。 ※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。	はいいいえ	条例第252条 第265条 準用(第41条第3項) 平11老企25 第3の十一の3(10) 第3の十二の3(9) 準用 (第3の1の3(27)②)
42 虐待の防止	虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を		準用 (平11老企25 第3の一の3(31))

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 (1) 虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、条例第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業員にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 (2) 虐待等の早期発見 従業員は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を行ってください。 (3) 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。 以上の観点を踏まえ、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から④に掲げる措置について点検を行ってください。 ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員等に周知徹底を図っていますか。 ※ 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用してください。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業員に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 ※ 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。 ※ また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業員に周知徹底を図る必要があります。		
	① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員等に周知徹底を図っていますか。 ※ 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用してください。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業員に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 ※ 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。 ※ また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 ※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業員に周知徹底を図る必要があります。	はい・いいえ	条例252条 準用 （平11 厚令37の2 第204条） 第216条 準用（第204条第1 項） 準用 平11 老企25 第3の一の3(31)①

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること		
	② 福祉用具貸与事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。 ※ 指定訪福祉用具貸与事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項	はい・いいえ	条例254条 準用 (条例第41条の2 第2号) 準用 平11老企25 第3の一の3(31)②
	③ 福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。 ※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。	はい・いいえ	条例254条 準用 (条例第41条の2 第3号) 準用 (平11老企25 第3の一の3(31) ③)
	④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 ※ 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。	はい・いいえ	条例254条 準用 (条例第41条の2 第4号) 準用 (平11老企25 第3の一の3(31) ④)
43 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」 (平成12年3月10日 老計第8号) イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」 (平成13年3月28日 老振発第18号) ウ 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いにつ	はい・いいえ	条例第252条 第265条 準用(第42条) 平11厚令37 第205条第216条 準用(第38条) 平11老企25 第3の十一の3(10) 第3の十二の3(9) 準用

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	いて」(平成24年3月29日 老高発第0329第1号)		(第3の一の3(32))
44 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	はいいいえ	条例 第251条第1項 第264条第1項 平11厚令37 第204条の2 第215条 条例 第251条第2項 第264条第2項 【独自基準(市)】
	② 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ア 福祉用具貸与計画 イ 提供した具体的なサービス内容等の記録 ウ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ 福祉用具の保管又は消毒の委託等による実施状況の確認結果等の記録 オ 市町村への通知に係る記録(項目26参照) カ 苦情の内容等の記録 キ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	はいいいえ	平11老企25第3の十一の(9)
	※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。		平11老企25第3の十一の(9)③
	※ 契約の終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。)により一連のサービス提供が終了した日、同項第3号の記録については、居宅基準第203条第4項に規定する福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について確認や指示の結果を記録に残すものとします。		
第6 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準			
45 介護予防福祉用具貸与(販売)の基本取扱方針	① 介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	はいいいえ	予防条例 第217条第1項 第231条第1項 平18厚労令35 第277条第1項 第290条第1項 平11老企25 第4の9(1)① 第4の10(1)①
	※ サービスの提供に当たっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。		
	② 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はいいいえ	予防条例 第217条第2項 第231条第2項
	③ サービスの提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供にあたっていますか。	はいいいえ	予防条例 第217条第3項 第231条第3項
	④ 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。 ※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。	はいいいえ	予防条例 第217条第4項 第231条第4項 平11老企25 第4の9(1)② 第4の10(1)②
46	貸与	はいいいえ	予防条例 第218条第1号

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
介護予防福祉用具貸与(販売)の具体的取扱方針	① サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか(全国平均貸与価格に関する情報の提供は平成30年10月から適用)。		平18 厚労令 35 第278条第1号
	販売 ② サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。	はいいいえ	予防条例 第232条第1号 平18 厚労令 35 第291条第1号
	③ サービスの提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	はいいいえ	予防条例 第218条第2号 第232条第2号
	貸与 ④ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はいいいえ	予防条例 第218条第3号
	⑤ 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定介護予防福祉用具貸与(販売)の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行っていますか。	はいいいえ	予防条例 第218条第4号 第232条第3号
	※ 対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与(販売)の提供に当たっては、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供しなければなりません。 また、提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援事業所の担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業所の場合にあっては、介護支援専門員)、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者等から聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案するものとします。 なお、提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとなりますが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。		平11 老企 25 第4の9(2)② 第4の10(2)②

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	⑥ サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。	はいいいえ	予防条例 第218条第5号 第232条第4号
	⑦ サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書（当該福祉用具の製造事業者、介護予防福祉用具貸与（販売）事業者等の作成した取扱説明書）を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。	はいいいえ	予防条例 第218条第6号 第232条第5号
	貸与 ※ 自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明してください。		平11 老企25 第4の9(2)③
	販売 ※ 特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明してください。		平11 老企25 第4の10(2)③
	⑧ サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。	はいいいえ	予防条例 第218条第7号 第232条第6号 平18 厚労令35 第278条第6号 平11 老企25 第4の9(2)④
	※ 福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えありませんが、この場合にあっても、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行ってください。 特に、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施してください。		
	販売 ※ 対象福祉用具に係るサービスを提供した福祉用具専門相談員は利用者等に対し、福祉用具の不具合時の連絡等使用に当たっての要請が行えるよう連絡先を情報提供する必要があります。		平11 老企25 第4の10(2)⑤
	⑨ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	はいいいえ	予防条例 第218条第8項 第232条第7号
	⑩ ⑨の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はいいいえ 事例なし	予防条例 第218条第9項 第232条第8号
	貸与 ⑪ 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していますか。 ※ 福祉用具専門相談員は、利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行ってください。	はいいいえ	予防条例 第218条第10号 平11 老企25 第4の9(2)⑤
	販売 ⑫ 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に指定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必	はいいいえ	予防条例 第232条第9号

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	要な措置を講じていますか。		
47 介護予防福祉用具貸与 (販売)計画 の作成	① 福祉用具専門相談員は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえて、介護予防福祉用具貸与(販売)の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、<u>介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行う時期等</u>を記載した介護予防福祉用具貸与(販売)計画を作成していますか。 ※ 特定介護予防福祉用具販売(貸与)の利用もある場合は、特定介護予防福祉用具販売(貸与)計画と一体のものとして作成してください。 貸与 ※ 介護予防福祉用具貸与計画作成に当たっては、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議等を通じ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにしてください。 販売 ※ 特定介護予防福祉用具販売計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、<u>モニタリングを行う時期等</u>を明らかにしてください。 貸与 販売 その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載してください。 なお、介護予防福祉用具貸与計画の様式については、各事業所にて定めるもので差し支えありません。	はいいいえ	予防条例 第219条第1項 第233条第1項 平18厚労令35 第278条の2第1項 第292条第1項 平11老企25 第4の9(3)① 第4の10(3)①
	② 介護予防福祉用具貸与(販売)計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 貸与 ※ 介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。	はいいいえ	予防条例 第219条第2項 第233条第2項 平11老企25 第4の9の(3)②
	③ 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はいいいえ	予防条例 第219条第3項 第233条第3項
	④ 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与(販売)計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員(貸与のみ)に交付していますか。 ※ 介護予防福祉用具貸与(販売)計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければなりません。サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与(販売)計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該介護予防福祉用具貸与(販売)計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員(貸与のみ)に交付しなければなりません。	はいいいえ	予防条例 第219条第4項 第233条第4項 平11老企25 第4の9の(3)③ 第4の10の(3)③

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	※ なお、介護予防福祉用具貸与計画は、5年間保存しなければなりません。		予防条例 第215条第2項 第229条第2項 【独自基準(市)】
	貸与 ⑤ 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、モニタリングを行っていますか。ただし、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとします。		予防条例 第219条第5項 平18厚労令35 第275条第5項
	販売 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行っていますか。	はいいいえ	予防条例 第233条第5項
	販売 ※ 目標の達成状況の確認方法は、訪問に限らず、本人や関係者へのテレビ電話装置等の活用による聴取等も含まれるものとし、テレビ電話装置等の活用の際には、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守するものとする。		平11老企25 第4の10(3)④
	貸与 ⑥ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。 ※ 当該報告は、介護予防支援事業者において、介護予防福祉用具貸与が介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該介護予防福祉用具貸与計画策定時からの利用者の身体状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうかなどを確認するために行うものです。福祉用具専門相談員は、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められるなどの場合においては、当該担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行ってください。	はいいいえ	予防条例 第219条第6項 平11老企25 第4の9の(3)④
	⑦ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。	はいいいえ	予防条例 第219条第7項 平18厚労令35 第275条第7項
	⑧ 福祉用具専門相談員は、上記①から④までの規定について、介護予防福祉用具貸与計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。 ※ 対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、福祉用具の利用の必要性を確認するとともに、必要に応じて、利用者の選択に当たって必要な情報の提供を行います。当該検討に当たっては、リハビリテーション会議又はサービス担当者会議といった多職種が協議する場を活用するほか、関係者への聴取による方法も考えられます。なお、やむを得ない事情により利用開始時から6月以内にモニタリングを実施できなかった場合については、実施が可能となった時点において、可能な限り速やかにモニタリングを実施してください。	はいいいえ	予防条例 第219条第8項 平18厚労令35 第275条第8項 平11老企25 第4の9の(3)④

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
第7 変更の届出等			
48 変更の届出等	① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長(介護保険課)に届け出ていますか。	はいいいえ	法 第75条第1項 施行規則 第131条 第1項第11号 平12老企36 第一の1(5)
	※ 集団指導資料および甲府市ホームページに掲載している「変更届提出書類一覧表」の項目に変更があった際には必ず変更届を提出してください。		
	※ 「介護給付費算定に係る体制届」に係る加算等(算定する単位数が増えるもの)については、算定する月の前月15日までに届出が必要です。		
	② 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長(介護保険課)に届け出ていますか。	はいいいえ	法 第75条第2項